

「東関係協会」をそれぞれの窓口として経済、社会、文化などの分野における「非政府間の実務関係」を続けている。日台関係は一切の法的裏付けがないという不安定さの中でからうじて民間による「実務関係」を維持している現状です。

人権、法治といった基本的価値観を我が国と共有しており、台湾が自由と民主主義を基調とする事は我が国において重要な国益であることから「日台関係基本法の制定の必要性を強く要望いたします。

中国海警局の艦艇による領海侵犯は恒常的に行われ、昨年10月には最長となる57時間、領海内に留まり、更には日本の漁船を追尾する事案が6件発生した。

○提出先
内閣総理大臣、内閣官房
長官、外務大臣、防衛大臣、
国土交通大臣、沖縄及び
北方対策担当大臣

このような事態を防止するには、我が国においても、

このような事態を防止するには、我が国においても経済分野、災害救助分野、安全保全分野、環境分野において台湾と緊密な連携を図る法的根拠となる「日台関係基本法」の整備は急務となっています。

日本政府は、ASEAN外交に臨む「5原則」 1、自由や民主主義、基本的人権など普遍的価値を拡大すべし 2、公共財である海洋は力ではなく法が支配すべき 3、自由でオープンな経済によつて貿易や投資の

き 3. 経済によって貿易や投資の流れを進める 4. 文化の繋がりの充実 5. 未来を担う世代の交流促進という原則で成り立っていますが台湾地域を空白にしたままで、実現できないことがあります。

台湾は、2300万人の人口を抱え、自由、民主主義

要旨 日本固有の領土であり石垣市の行政区画である尖閣諸島の周辺海域で漁労をするためには安全、安心できる環境が求められているが現状は中国海警局の艦艇が領海侵犯を繰り返し、日本の漁船に接近し威圧、追尾するなど厳しい環境にある

さらに活動を活発化させていくことが予想されており漁民の安全操業が危惧されている。

いできた大切な財産であり、後世に責任をもって保存活用していくためにも、行政区域として預かる石垣市行政当局及び石垣市議会が適切な政策を講ずることが必要不可欠であります。

国際法違反の 中国海警法に対する 抗議を求める意見書

提出者 石川 勇作

要旨

中国的海警法は国際法違反であることは明らかであり、中国海警局の艦艇による領海侵犯は無害通航ではなく、中国国内法による実効支配を強化するためのものであることは看過できない。

尖閣諸島の上空からの 視察を求める意見書

衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、法務大臣
外務大臣

るには、我が國においても、衆議院議長、参議院議長

卷之三

上げ、強く要請致します。



写真：尖閣諸島（北小島・南小島）

懸念だけでなく、撤回を求め、抗議するべきである。

とは必要不可欠であり、現状がどのようになっているのか現地視察を実施すべきであります。